



令和7年8月27日

# 中部家保だより

発行：中部家畜保健衛生所（中部農業事務所家畜保健衛生課）  
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

## 【 記 事 】

- 1 腐蛆病検査手数料について
- 2 蜜蜂飼育（変更）届のオンライン申請受付窓口について

## 【 添付書類 】

- 1 令和7年度 腐蛆病検査通知
- 2 水稻開花期における蜜蜂被害軽減対策について
- 3 蜜蜂のトラブル防止について
- 4 タイラン水溶散のみつばちへの使用方法が変わります
- 5 タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項

## ◆◆ 腐蛆病検査手数料について ◆◆

蜜蜂を飼養している方は年に1度、腐蛆病検査を受けていただくことになっております。その際にかかる検査手数料は、群馬県収入証紙(県証紙)のほか現金による領収書発行での納入が可能です。

県証紙は県ホームページの「証紙売りさばき所」ページをご覧ください。

検査手数料については下記のとおりとなります。①と②の検査手数料は申請書類が分かれておりますので、別々にご用意ください。

お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

① 腐蛆病検査手数料 1箱につき 50円

② 腐蛆病検査証明書手数料 1蜂場につき 120円

例) 5箱 50円×5箱=250円

1蜂場 120円×1蜂場=120円

県証紙は別々に用意してください

## ◆◆ 蜜蜂飼育（変更）届のオンライン申請受付窓口について ◆◆

蜜蜂飼育（変更）届オンライン申請窓口を開設しています

蜜蜂飼育（変更）届について、郵送およびFAXによる届け出でしたが、申請者の利便性向上を図るため、オンライン申請窓口を開設しておりますのでご活用ください。なお従来の書面による郵送およびFAXでの提出も引き続き受け付けています。

URLとQRコードについては下記のとおりです。

【URL】（アドレスバーにご入力ください）

<https://logoform.jp/form/9cfD/780810>

【QRコード】



家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

**中部家保** ☎ **027-288-0371**

★ 養蜂業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。